

東京ではたらく教職員のおまもり

全教・都教組共済の[♪]あんしん3点セット



教職員のたすけあい
お祝い・お見舞い給付



家族もまとめて安心!
日常生活の個人賠償つき

総合共済

一掛金は退職時に
すべて給付される!



Web
申込
OK

自転車 保険

弁護士
プラス

桜保険事務所キャラクター
さくるん



あなたをサポートする新たな
共済制度としてリニューアル!

東京都教職員賠償責任共済

せんせい マモル



Web
申込
OK

あんしん3点セットの
資料請求



全教・都教組共済
キャラクター
マモル

新採者
応援実施中
キャンペーン
2025年度新規採用の方
3点すべてのご加入で
全員に、
選べる東北グルメプレゼント中!



全教・都教組共済

全教・都教組共済は、全国・全都の教職員の仲間が支え合いながら、いのちとくらしを守る「助け合いの輪」!

全国の仲間とつながる輪・支え合い 全教・都教組 総合共済

うれしいとき・かなしいときに
たくさんのお祝い・お見舞い給付!



お祝い給付



結婚
1万円



出産
5千円



結婚
記念日
1万円

事実婚・同性婚のパートナー
シップ関係も含む

男性も受け取れます

15・25・35年目のいづれか
※2025年3月末までの事由発生までは2万円

加入10年、40歳以上の独身の方 クリスタル給付2万円



退職時には、今までかけてきた掛金と同額給付! 退職退会給付

例えば、25歳から65歳まで40年で退会(退職)の場合、28万8千円が給付されます

月額掛金 600円

都教組共済ホームページで即日申し込み可能!

毎月15日までの加入で翌月から共済期間開始



都の任用であれば臨時の任用教職員・時間講師・専門員・SC・非常勤教員も加入可能。70歳まで新規加入OK! 加入後は、都の任用がある限り自動継続となります。

お見舞い給付

●火災見舞金 最高10万円

●本人が亡くなったとき
10万円+退職退会

●自然災害見舞金(地震災害を含む)

●配偶者が亡くなったとき 3万円

全壊・流失 10万円
半壊 5万円
部分壊 1万円

●子どもが亡くなったとき 2万円
(未婚・未就業・25歳未満)

●病気療養見舞金 1万円
(連続して30日以上の病気欠勤。
給付は年1回)

●親が亡くなったとき 1万円
(実父母・養父母・義父母を問わず。
2回まで)

加入キャンペーン中!

総合共済加入者全員に1,000円分
のQUOカードプレゼント!

東京都教職員賠償責任共済

せんせいマモル



年間掛金 4,800円

新たな共済制度として
うまれかわりました。



多忙な教育現場でがんばる教職員のみなさま。
どんなに誠心誠意仕事をしていても、予期せぬ
トラブルに巻き込まれることも。教職員の身分
を守り、安心して教育活動に専念していただく
ために必要とされている共済です。

こんな時はまずご相談ください!



- 保護者から指導上の過失を訴えられた
- 業務用のパソコンをうっかり壊した
- 卒業アルバムの校正誤り

自転車で出張中の
賠償事故にも対応!



Web申込
できます



訴訟前であっても、相談可能!



損害賠償請求された際に、発生した
弁護士費用や着手金が補償対象!



せんせいマモル・自転車保険は年度途中での加入も可能です。(毎月15日までの加入で翌月より補償開始)、共済金・保険料は加入時期により計算され、給与から控除させて頂きます。非常勤教員・産育休代替教職員・時間講師・専門員・都費SCの方は郵便払込票での払込となります。

全教・都教組共済

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 エデュカス東京4階
TEL 03-3234-8132(平日11~17時) FAX 03-3234-9031

東京都都民安全推進部ホームページ掲載

自転車保険

弁護士
プラス

(団体総合)
(生活保険)

年間掛金 7,760円 (団体割引)
(30%適用)

13,000人以上の都の
教職員と退職者が加入!

自転車にまつわる事故なら、ケガも補償。
加害だけでなく、被害事故にも対応。

- 自転車で走行中自動車に接触しキズをつけた
- 自転車で歩行者にケガを負わせた
- 自転車で転倒してケガを負った



これ1つで家族全員が補償対象!

ケガの入院・通院保険金も一日から補償!

個人賠償責任は国内無制限!(示談交渉サービス付き)

個人賠償はこんな時も!

- マンションで下階に水漏れ被害を与えた
- 借りていた旅行カバンが盗難に遭った。

自転車にかかわるもらい事故や、日常生活での被害案件
にも対応できる弁護士費用等補償特約
(人格権侵害等)がついています

国内において、加入者やそのご家族が、急激かつ偶然な外來の事故により、他人からケガを負わされたりものへ壊されたりした場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー・いじめ・嫌がらせ行為等により精神的苦痛を被った場合に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

こちらは団体総合生活保険の概要をご紹介したものですが、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 24T-002289



取扱代理店
共済業務委託先

桜保険事務所

〒188-0011

西東京市田無町3-2-17

TEL 042-467-4152 FAX 042-461-0366

E-mail dengon@sakura-hoken.co.jp

2025.03.01